食安輸発0925第１号
平成２６年９月２５日

各検疫所長　殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
（公印省略）

食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令の実施について
（ガーナ産カカオ豆のフェンバレレート、韓国産鰻のオフロキサシン及び中国産花椒のアフラトキシン）

標記については、平成26年３月28日付け食安輸発0328第４号（最終改正：平成26年９月24日付け食安輸発0924第１号）により通知したところです。
今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表１を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

１．ガーナの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド シペルメトリン フェンバレレート	別表２の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド、基準値(0.03ppm）を超えるシペルメトリン及び基準値（0.01ppm）を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド シペルメトリン	別表２の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド及び基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

に改め、

２．韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
鰻及びその加工品（簡易な加工に限る。）		オフロキサシン	別表２の４によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	オフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

を削除し、

３．中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
花椒（学名：*Zanthoxylum bungeanum*）及びその加工品（花椒を10％以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表３によること。	平成23年８月16日付け食安発0816第２号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。